

大学リーグやまぐち委員会設置規程

(目的)

第1条 大学リーグやまぐち（以下「リーグ」という。）に、地域における高等教育機関のアクセス確保・人材育成機能の強化を検討するため、リーグ規約第9条の規定に基づき、地域構想推進委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 地域構想推進委員会は、全体会議の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、山口県の高等教育機関の方向性を審議する。

- (1) 高大連携・高大接続の取組強化に向けた検討に関する事項
- (2) 地域に必要な人材の育成に向けた高等教育の充実に係る検討に関する事項
- (3) 高等教育機関の経営基盤強化に向けた検討に関する事項
- (4) その他地域のアクセス確保・人材育成等に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

- 2 委員会に、主管校を置く。主管校は山口大学とする。
- 3 委員会に、委員長を置く。委員長は主管校の中から選任する。

(審議事項)

第4条 主管校は、会員と連携し、所掌事項を審議する。

- 2 所掌事項の審議その他必要な事項は、主管校と会員の協議により定める。
- 3 全体会議の承認を受けていない新たな審議事項が、会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、主管校の判断により、その事項を審議することを妨げない。

(ワーキンググループ)

第5条

- (1) 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、リーグ会員の中から主管校が選任する。
- (3) ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、主管校において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表 1 (委員会会員)

会員
宇部フロンティア大学
山陽小野田市立山口東京理科大学
至誠館大学
下関市立大学
周南公立大学
水産大学校
東亜大学
梅光学院大学
放送大学山口学習センター
山口学芸大学
山口県立大学
山口大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。